



○河野(謙)委員 時間の関係上、私が今手元に持っております具体的の事例を、一々あげまして御質問申し上げて、いる間もありませんので、総括的に私は補く希望いたしますけれども、この肥料公団の一箇年延期の法律案審議にあたりまして、われ々はこれを無條件にのもうとは考えません。しかし暫定的にこれを延ばさざるを得ない。つきましては、この肥料公団を延期するにあたりましては、従来の運用の面に徴して、もう少し積極的に嚴重なる監督をされなければいけないと私は思うのです。今末端には數え切れないので不正事件が起つております。職員の使い込み事件、不正配給事件、公団の本部、支部におきまして、手が届かないくらいにたくさん不正事件が起つております。これは肥料公団に限りません。あらゆる公団におきまして、一つの末期的症状として、これは起りがちな問題であります。それに備えて、もう少し私は、政府は積極的に嚴重に監督をしなければいけないと思うのであります。

は、輸入する確安及び硝安の問題であつたのであります。これはその後関係方面ともいろいろなお話をいたして突きとめました結果、硝安につきましては、大体当初予定をいたしましたほどの数量のものは来ないということが、はつきりいたして参りましたので、それで現在大体の想定をいたしております。では、本年の繰越しの見当であります。これが春肥が全部完了をいたしましたあとにおきましては、大体二十八万トンないし三十万トン程度のものが手持ちとして残るであろうと思つております。ただそのうち硝安につきましては、硝安を極力売るといふふうな考え方でいたしておりまして、その後の希望による追加割当もいたして考えてみると、全部のものが計画通り配給できるということにいたしますと、差引数字上は約一万五千トン程度の硝安が手持ちとして残る。こらいうふうなことになるわけであります。しかしながら私どももいたしましても、決してこれは楽觀をいたしておりません。申しますのは、計画通り硝安が農家に引取られる場合、しかも追加割当の分も全部引取られる場合に、手持ち数量が一万五千トンというふうに考えるのであります。問題は今後の春肥の硝安の配給において、硝安の引取り拒否、配給辞退がどのくらい起るかということを考えなければならぬ。これは率直に申しまして、相当の硝安の引取り拒否ということもあるであらうと私どもは思つております。従つて問題は、やはり硝安の対策が重要である。れうと思う。われくいたしましては、極力今後この硝安をどういうふうにして売つて行くかということに重点

を置きまして、場合によりますれば、この硝安に対する価格の引下げ等の措置を、大蔵当局とも相談をいたしまして、硝安の手持ちによる大きな損失というふうなものは極力防ぐようになつて、行きたい、かように考えております。

いうふうにしてやめるということを聞いておりますが、今の需給推算を基礎にして、肥料公団の将来をお考えになつて、いつどうありますか。この機会にひとつお示し願いたいと思います。

○鷹田政府委員 公團の廃止の時期でありますから、私どもいたしましては、七月末までに末端機構を切りはずし、引続いてすみやかに中央機構をなくする。こういうふうに考えております。それでお話のございましたように、窒素質肥料につきましては、こういうふうな事情で自給についても相当不安はないと考えますので、われへんといたしましては複雑なやり方をしないで、需給の緩和に対する大きな見通しからいたしまして、むしろ大幅に簡素化いたしました。ごく切り詰めた統制方式、あるいはその他の管理方式にすみやかに移りたい、私どもいたしましては、こういうふうな希望を持つております。従つて私どもいたしましては、その後に来るべき方式について検討いたしまして、それを急速に実現することができますならば、ただちにすみやかにそれに移りたいというふうに思つております。

で真剣に伺いたい。ついては農林省におきましても、この問題につきましてはどうに御検討が済んでおるはずでありますから、率直に私はこの際真剣に御答弁いただきたい。この御答弁を伺うことがわれば、がこの肥料公团延期の法案を審議するにあたつての大前提でありますから、重ねてお尋ねいたします。

○藤田政府委員 本年の春肥につきましては、われ／＼といたしましては、公團經理に赤字なく十分やつて行けるという確信を持つております。ただ問題は秋肥に至りまして、七割値上げの影響がどういうふうに現われて来るか、この見通しが非常にむずかしいから、あらうと思います。従いまして、私もどもといたしましても、即刻に見通しをつけまして、先ほど申しましたように、次に来るべきところの、かわるべきところの制度の見通しがつき、この実現が即刻に可能でありますならば、われ／＼としてはすみやかにそれに移りたい。ただししながら、漫然と肥料自体を全部はずしてしまうというところになりますと、われ／＼としては、やはり金融の問題が非常に大きい問題であります。また肥料の全体からいてしまして、必ずしもそれが適当な施策であるとは考えておりませんので、われわれとしては、やはり次に来るべき制度をすみやかに実現いたしまして、それに早く移りたい、さように考えております。

おられます。今の農村事情から行きまして、このようないい高い肥料は絶対買えません。またかようなことを、政府が補給金その他のいろいろ／＼財政上の関係があるかもしれませんけれども、買ったない肥料を手の届かないところに置いて、そして肥料を使え／＼といふようなことは、これはまったく無為無策であります。最近の農村の恐慌とも言へて、われるような經濟事情が悪くなつてゐる段階におきまして、今後さらに一層悪くなるというようなことを予定する現在におきまして、この七月以降におきまして、七〇%アップ、この問題を再検討されて、少くとも暮の肥料価格に比較して四割ないし五割の程度で私は收むべきではないかと思ひますけれども、これらの点につきまして、御検討が済んでおりましたら伺いたい。御検討が済んでおりませんでしたら、農政局長としての肥料価格についての御意見を伺いたい、かように思います。

●河野(謙)委員 この肥料の値上げの問題につきましては、ぜひとも政府も、一応きめられました案でありますけれども、これを四〇%もしくは五〇%程度にとどめるよう御盡力を願いたい、われく議会側といたしましても、十分これについては努力するつもりでありますから、政府と議会の方と一体になつて、この問題を解決してもらいたい、かようになりますので、特にお願ひいたします。御承知のように肥料会社の今の経営状況というものは、私が申し上げるまでもなく、世間周知の事実であります。今産業が非常に苦境に入つておりますけれども、その中にあつて、肥料会社が一体いかなる地位を占めておるかということは、すでに御承知のはずであります。どういう配当をしておるか、どういう内部保留をしておるか、どういう資産状況になつておるかということを、十分御検討が済んでおるはずであります。私は肥料生産者の方が、まだ十分しわ寄せをする彈力性を持つておると思います。特に農林省から通産省なり安定本部の方へよく御連絡願いたいと思いますことは、いまだに流安のごときは、グループ価格性をやつておる個々の会社の生産費をカバーするということをやつております。たゞく私が申しますように、農家の生産するものは、米といえども、麦といえども、個々の農家によつて生産費がそれゝ違うのであります。上下の個々の幅というものがあるのです。それを一本の価格にしておるのであります。肥料ばかり

りではありません、あらゆる工業によつて生産費の違うことを、私は知つております。知つておりますけれども、これらのは何も肥料工業特有のものではありません。あらゆる工業みな共通の問題であります。上下の幅がもうすでに三千円か四千円のところに迫つております。これを私は少くとも一本価格にして、それとにらみ合せて肥料の価格を下げる。そうして農家にもっと安い肥料を配給するということは、どうしても特に農林省に大奮發をお願いして、政府部内におきましても、この肥料の問題を解決してもらわなければ困る。同時に私は重ねて申し上げますけれども、議会側におきましても、おそらく各党一致してこの問題に当るのでないかと思ひますので、この点を特に強く希望いたしまして、一まず私の質問を打切りります。

申し上げておきたいのです。それは肥料のような農村のために重要な物資の価格の決定が、まったく農村事情を考慮に入れないできめるような機構になつておるところに、問題の根源があると思うのです。なるほど肥料は重要な工業生産であります。が、工業生産の立場から肥料価格をきめて行くということに問題があるのです。まして、おそらく農政局長も肥料価格をきめる場合には、農村の事情をしんしゃくして、その事情に即したような価格の決定をしたいということを、念願しておられるることはよくわかるわけであります。そのためまた非常に努力しておられることも承知しておりますが、現在の機構がそくなつておらないために、ただ非常な苦労をするだけでもつて効果が上つて行かない。私は公団の機構が変改されまして、将来肥料の管理制度が当然生れなくちゃならぬと思うのでありますが、その際には、どうしても農村の事情を十分に反映して、肥料の価格を決定するような機構を確立していただきたい。現在ではいくら農村の方でばたくくしましても、工業方面の事情から肥料の価格がきまつて来るような事情であります。これははなはだ遺憾であります。私ども農村の事情をつぶさに知らされておる者としましては、今や農村が恐慌の状況をだん／＼露呈して来ておりますので、そういう事情を考えれば考えるほど、農業生産に即した肥料生産をやつて行かなければならぬ。それには肥料の生産の価格をきめる場合に、農業の事情を十分尊重されるような機構にしていただきたい。特に農林当局の御奮起をお願いしたい、格段の努力をお

願いしたい、こういうことをお願いしますて、かつ当委員会のわれ／＼のメンバーとしましては、そのことに對しては、全幅の御援助を申し上げたい。これは御質弁はいらぬのであります。が、一応私の意見だけを申し上げておき次第であります。

きやといふ問題は、本委員会におきましても、各委員いすれもなるべく早く廃止した方が国家のためになるといふ意見一致を見んかの趨勢にありますことは、ごらんの通りでありまするが、先ほど農政局長の御答弁によりますと、春肥の会計年度だけはあるし、赤字を出さないで済むかもしないと、いうような意味の御答弁があつたようになりますが、秋肥からの公団の会計について赤字を出すか出さないかの自信はないといふふうな意味の御答弁があつたようになりますが、おそらくこの値上げが強行せられたり、あるいはまたさらに入進んで参りますところの農村の不況を見ますときに、今までの官僚統制的の変態的なあり方が続けられて参りきましたならば、必ず相当の赤字の出るであろうということは、識者の認めることであると言わなければなりませんが、もしもこの法律案が通過いたしますならば、必ず相当の延期といふ形になつておきますが、その前に土地字あるいはまた需給関係の状況からいしまして、公团を来年の三月前に廃止した方がよろしいといふ見通しがつた場合に、はたして政府当局としての用意が十分備えられておるかどうか、この点をまずお伺いするものであります。

を今後漫然と延ばすということは、決して考えておらないのです。ただ次の制度を考へないで、全然ばらばらにしてしまふということについて、われく非常な不安を持つておるわけあります。従つて次の制度さえ見通しがつき、その実現が早くできるならば、すぐそれに移りたい、こういうことがあります。決して私どもは、一年延期の法律が出ておりますが、一年漫然延期するつもりでもございません。ただその時期を私どもとして明言できませんのは、しからば次の制度がはたしていつ確実にできるか、これについてわれくはまだはつきりしたことが言えない。従つてそれのできるまでの時期は、やはりこれは考えなければならぬということです。その点は御了解いただきたいと思うのであります。それからお遠藤委員からの御意見もありまして、私は全然同感に考えております。従来肥料政策というものは、むしろ肥料の価格政策だ。ちょうどそれは戦前の状態にもどつたのであります。それが現在公團機構なり、補給会議などから今後の肥料政策といふのは、むしろ数量不足の際、従つて数量の確保に重点が置かれている。しかしながら今後の肥料政策といふのは、べき肥料の価格について、そこのいじゆる鋭い対立が駆使されておつた。それが現在公團機構につけては、今後ますます制度といふものによつて、そこでのべき肥料の価格については、絶対の問題が今度明らかに出来るわけであります。新しくできる機構については、価格の決定に農家の意思が十分反映するような機構を極力支持して行きたい。これの実現に努力したい、かように考えておりま

○山村委員 次の制度の見通しがはつきりついたならば、いつでも公團を廢止する用意があるという意味の御答弁でありました。非常に意を強ういたしましたが、その次の新しい制度を確立するところの案は、大体いつころまでにつくらんとする御予定でござりますか。その点を一点お伺いいたします。

○藤田政府委員 これは現在もいろいろ研究をいたしております。おそらく農林委員会においても御研究のところだと思いますが、やはり私どもいたしましては、将来の形といたしましては肥料の需給調整管理制度と申しますか、そういうところへ移して行くべきものである。かようになっております。これの具体的な内容については、現在まだ研究中であります。これも極力早く態度を決定いたしたいと思います。

○山村委員 大体その構想につきまして、肥料の需給調整制度のごときものであらうということを暗示せられたようになりますが、これら的新しい制度をつくるために、はたして今の法律の改廃の必要があるかないか。この点をひとつ。

○藤田政府委員 私はやはり、單に肥料所がさしすをするというだけのことでは、なかなかそれはうまく行かないと考えております。従つてやはり物を把握して、肥料の現物自体を政府が把握して、実力を持つての上においての需給調整。こういうふうな建前を考えておりますので、その意味におきましては、やはり新たな法律制度といふものが、当然これは必要ではなかろうかと考えます。

○山村委員 その御答弁によります

と、結局、この議会でかりにこの法律が通つたと假定いたしましても、その次に議会でもつて法律の改廢がもたらされない限りにおいては、あなたのさつきの、もしも公團が必要でなくなつた場合に、いつでもこれを廃止することにやぶさかでないという御答弁を実現することは、實際は不可能である。までは、このままにしてほしいという御意見になるのでありますようか。その点についてもう一べん。

○山田政府委員 われ／＼としては、次の臨時国会も予想されますので、そういうような臨時国会にはこの新しい制度をやりたい。しかしながら新しい制度ができるでも、漫然と延ばすこととは考えておりませんので、そういうふうな場合には、われ／＼の構想いたしましては、やはり最小限度の簡素な統制方式のようなものによつてこれを考へる。そして理想といたしておりますところの制度を、極力早く実現する。こういうふうな段階をとるというふうなことも考えられるのであります。

○山村委員 あるいは政府当局では、與党的の数の多いことに頼みをされて、この法律は絶対に通るというような御方針を立てられてゐるかもしぬれませんが、これはとんでもない間違いであります。どういう変化がこの数日間に起つて参るかわかりません。もしもからなりにこの法律が今議会におきまして通らなかつた場合、要するに必然的にこの三十一日でもつて公團が廃止される運命になつた場合において、はたして当局におけるところの用意ありやいなかつた場合ににおいては、たゞそれ

○鷹田政府委員 われべくいたしましては、この三月に全然この法律がなくなる。従つて公團が廃止されるということになりますと、非常に大きな混乱を予想されますので、そういうふうな事柄については、十分慎重御審議の上御決定いただけるものと考えておりますので、まずそういうふうな懸念はなかろうかと考えております。

○山村委員 非常に重大な発言、答弁でありまして、さつきの御答弁によりますと、いつでも公團そのものが不要と認められたときは廃止したいといふ御意見でありますが、臨時国会がいつ開かれるかということは、まだはつきりわかつております。またこの国会において、はたしてこれが通るか通らないかということも、まだ海のものとも山のものともつかないのであります。最初の御答弁によりますと、いつでも公團が不需要となつた場合には、これに対する処置をせんとするところの用意があるような御答弁をされたことは、あるいはすにでも公團の必要がないということを認めた場合には、これを廃止する用意のある意味に通ずると思うのであります。ところがこの国会において、もしも通過しなかつた場合においては、何ら用意がないといふことは、いさざか先ほどの答弁の趣旨と食い違うと思うのであります。あるいは実際にはそんなに早急に変化がないかもしれません、事実七月を過ぎたあとにおいての変化は相当予想せられるのであります。私もこれ以上あえて農政局長を苦しめようとは思いませんが、少くともいつ公團が廃止されるところの段階になつてもよろしいという、物調法あるいはその他によると

ころの十分な用意をされることを強く私は要望しまして、一応私の質問を打切る次第であります。

○藤田政府委員 あるいは言葉が足りなくて誤解を招いたかと思いますが、いつ廃止されてもという意味は、少くとも今年春肥の配給は、これはやはりあくまでも現在の機構でやつて行かなつて、これについて来るべき制度の実現の可能性があれば、それにすぐできるだけ早く切りかえたい、こういふことを申したのであります。

○山村委員 そうしますと、大体春肥の完了時期といいますと、本年の一応

七月と考えてよろしいと思いますが、

その七月以後においては、何とき廃止

されてもよろしい備え、用意を持つて

いるという御答弁と拜承してよろしく

うござりますか。

○藤田政府委員 先ほど申しましたよ

うに、手放して廃止することについて

は、私どもは考えておりませんので、

新しい機構がはつきり立ち、それに移

ふることを考えておらぬといふこと

が、一点伺います。その新しい制度の

御用意が、要するに春肥の終るまで

こう思つております。

○藤田政府委員 私どももそのつ、もり

で努力したいと思つております。

○小笠原委員長 ちよつと藤田政府委員に伺いますが、先刻山村委員への答

弁の中に、この法案がつぶれれば混亂

するが、その用意がない。通るものと

信じているというが、一体一年前に、

三月三十日に打切ることがきまつて

いる法律であつて、しかばこのとき

を見通して準備しておかなければならぬが、その準備を怠つたということでありますか。準備ができなかつたとい

りますか。準備ができないために、高成

度も三月は大事な時期に遭遇する、そ

う場合に、この法案というものは重

だ。今年もまた来年一年延ばしまして

答弁があつたけれども、それもはつき

りしない。法案としては来年三月を予

想しておる。来年大事な時期に遭遇し

たならば、また一年／＼というよう

延ばさざるを得ないよう思います

が、それではつきりしない。重大な

時期といふものは、明年三月も同じこ

とだが、それではあなたの方はどうい

う提案をするのですか。

○藤田政府委員 われ／＼といったま

しては、できるだけ早く次の機構に移

りかわりたいという気持でおるわけで

ありますて、決して漫然と延ばすとは

考えておりませんので、その点は御

了承願いたいと思います。

○河野(謹)委員 三月では混乱を予想

従つてわれ／＼いたしましては、次

に来るべきことを考えなければならぬ

と思つておりますが、ただ現在は春肥

をこれから配給しようという農家と

しては一番大事な時期であります。從

つてこの大事な時期に機構が改廢され

ることによりまして、もしも施肥期に

肥料が渡らないということになります

と、非常に大きな混乱を來すというこ

とであります。従つてわれ／＼とい

うに、はつきりとつくり得るといふお見

通しと解釈してよろしいか。このこと

であります。

○藤田政府委員 私どももそのつ、もり

で努力したいと思つております。

○小笠原委員長 ちよつと藤田政府委員に伺いますが、先刻山村委員への答

弁の中には、この法案がつぶれれば混亂

するが、その用意がない。通るものと

信じているというが、一体一年前に、

三月三十日に打切ることがきまつて

いる法律であつて、しかばこのとき

を見通して準備しておかなければならぬが、その準備を怠つたということでありますか。準備ができなかつたとい

りますか。準備ができないために、高成

度も三月は大事な時期に遭遇する、そ

う場合に、この法案というものは重

だ。今年もまた来年一年延ばしまして

答弁があつたけれども、それもはつき

りしない。法案としては来年三月を予

想しておる。来年大事な時期に遭遇し

たならば、また一年／＼というよう

延ばさざるを得ないように思います

が、それではつきりしない。重大な

時期といふものは、明年三月も同じこ

とだが、それではあなたの方はどうい

う提案をするのですか。

○藤田政府委員 われ／＼といったま

しては、できるだけ早く次の機構に移

りかわりたいという気持でおるわけで

ありますて、決して漫然と延ばすとは

考えておりませんので、その点は御

了承願いたいと思います。

○河野(謹)委員 三月では混乱を予想

従つてわれ／＼いたしましては、次

に来るべきことを考えなければならぬ

と思つておりますが、ただ現在は春肥

をこれから配給しようという農家と

しては一番大事な時期であります。從

つてこの大事な時期に機構が改廢され

ることによりまして、もしも施肥期に

肥料が渡らないということになります

と、非常に大きな混乱を來すというこ

とであります。従つてわれ／＼とい

うに、はつきりとつくり得るといふお見

通しと解釈してよろしいか。このこと

であります。

○藤田政府委員 われ／＼といったま

しては、できるだけ早く次の機構に移

りかわりたいという気持でおるわけで

ありますて、決して漫然と延ばすとは

考えておりませんので、その点は御

了承願いたいと思います。

○河野(謹)委員 三月では混乱を予想

従つてわれ／＼いたしましては、次

に来るべきことを考えなければならぬ

と思つておりますが、ただ現在は春肥

をこれから配給しようという農家と

しては一番大事な時期であります。從

つてこの大事な時期に機構が改廢され

ることによりまして、もしも施肥期に

肥料が渡らないということになります

と、非常に大きな混乱を來すというこ

とであります。従つてわれ／＼とい

うに、はつきりとつくり得るといふお見

通しと解釈してよろしいか。このこと

であります。

○藤田政府委員 われ／＼といったま

しては、できるだけ早く次の機構に移

りかわりたいという気持でおるわけで

ありますて、決して漫然と延ばすとは

考えておりませんので、その点は御

了承願いたいと思います。

○河野(謹)委員 三月では混乱を予想

従つてわれ／＼いたしましては、次

に来るべきことを考えなければならぬ

と思つておりますが、ただ現在は春肥

をこれから配給しようという農家と

しては一番大事な時期であります。從

つてこの大事な時期に機構が改廢され

ることによりまして、もしも施肥期に

肥料が渡らないということになります

と、非常に大きな混乱を來すというこ

とであります。従つてわれ／＼とい

うに、はつきりとつくり得るといふお見

通しと解釈してよろしいか。このこと

であります。

○藤田政府委員 われ／＼といったま

しては、できるだけ早く次の機構に移

りかわりたいという気持でおるわけで

ありますて、決して漫然と延ばすとは

考えておりませんので、その点は御

了承願いたいと思います。

○河野(謹)委員 三月では混乱を予想

従つてわれ／＼いたしましては、次

に来るべきことを考えなければならぬ

と思つておりますが、ただ現在は春肥

をこれから配給しようという農家と

しては一番大事な時期であります。從

つてこの大事な時期に機構が改廢され

ることによりまして、もしも施肥期に

肥料が渡らないということになります

と、非常に大きな混乱を來すというこ

とであります。従つてわれ／＼とい

うに、はつきりとつくり得るといふお見

通しと解釈してよろしいか。このこと

であります。

○藤田政府委員 われ／＼といったま

しては、できるだけ早く次の機構に移

りかわりたいという気持でおるわけで

ありますて、決して漫然と延ばすとは

考えておりませんので、その点は御

了承願いたいと思います。

○河野(謹)委員 三月では混乱を予想

従つてわれ／＼いたしましては、次

に来るべきことを考えなければならぬ

と思つておりますが、ただ現在は春肥

をこれから配給しようという農家と

しては一番大事な時期であります。從

つてこの大事な時期に機構が改廢され

ることによりまして、もしも施肥期に

肥料が渡らないということになります

と、非常に大きな混乱を來すというこ

とであります。従つてわれ／＼とい

うに、はつきりとつくり得るといふお見

通しと解釈してよろしいか。このこと

であります。

○藤田政府委員 われ／＼といったま

しては、できるだけ早く次の機構に移

りかわりたいという気持でおるわけで

ありますて、決して漫然と延ばすとは

考えておりませんので、その点は御

了承願いたいと思います。

○河野(謹)委員 三月では混乱を予想

従つてわれ／＼いたしましては、次

に来るべきことを考えなければならぬ

と思つておりますが、ただ現在は春肥

をこれから配給しようという農家と

しては一番大事な時期であります。從

つてこの大事な時期に機構が改廢され

ることによりまして、もしも施肥期に

肥料が渡らないということになります

と、非常に大きな混乱を來すというこ

とであります。従つてわれ／＼とい

うに、はつきりとつくり得るといふお見

通しと解釈してよろしいか。このこと

であります。

○藤田政府委員 われ／＼といったま

しては、できるだけ早く次の機構に移

りかわりたいという気持でおるわけで

ありますて、決して漫然と延ばすとは

考えておりませんので、その点は御

了承願いたいと思います。

○河野(謹)委員 三月では混乱を予想

従つてわれ／＼いたしましては、次

に来るべきことを考えなければならぬ

と思つておりますが、ただ現在は春肥

をこれから配給しようという農家と

しては一番大事な時期であります。從

つてこの大事な時期に機構が改廢され

ることによりまして、もしも施肥期に

肥料が渡らないということになります

と、非常に大きな混乱を來すというこ

とであります。従つてわれ／＼とい

うに、はつきりとつくり得るといふお見

通しと解釈してよろしいか。このこと

であります。

○藤田政府委員 われ／＼といったま

しては、できるだけ早く次の機構に移

りかわりたいという気持でおるわけで

ありますて、決して漫然と延ばすとは

考えておりませんので、その点は御

了承願いたいと思います。

○河野(謹)委員 三月では混乱を予想

従つてわれ／＼いたしましては、次

に来るべきことを考えなければならぬ

と思つておりますが、ただ現在は春肥

をこれから配給しようという農家と

しては一番大事な時期であります。從

つてこの大事な時期に機構が改廢され

ることによりまして、もしも施肥期に

肥料が渡らないということになります

と、非常に大きな混乱を來すというこ

とであります。従つてわれ／＼とい

うに、はつきりとつくり得るといふお見

通しと解釈してよろしいか。このこと

であります。

○藤田政府委員 われ／＼といったま

しては、できるだけ早く次の機構に移

りかわりたいという気持でおるわけで

ありますて、決して漫然と延ばすとは

考えておりませんので、その点は御

了承願いたいと思います。

○河野(謹)委員 三月では混乱を予想

従つてわれ／＼いたしましては、次

に来るべきことを考えなければならぬ

と思つておりますが、ただ現在は春肥

をこれから配給しようという農家と

しては一番大事な時期であります。從

つてこの大事な時期に機構が改廢され

ることによりまして、もしも施肥期に

肥料が渡らないということになります

と、非常に大きな混乱を來すというこ

とであります。従つてわれ／＼とい

うに、はつきりとつくり得るといふお見

序方面ともよく折衝したいと存じます。

○河野(謙)委員 調査を至急進められることをお願いすると同時に、さような事実が判明しました場合、少くとも過去にさかのぼつて石灰窒素の価格改訂をやつてもらいたい。もし過去にさかのぼつて個々の農家に事實上石灰窒素の値引ができるとすれば、今後の価格改訂のときに、その部分を織り込んで価格を決定すべきであると私は思っています。過去のことであるから今後は注意するということでは、絶対に私は了承できません。でありますから、その点も十分お含みおきの上、今後四月から行われます価格決定につきましては、農林省は十分強い発言権を持つていただきたい。同時に、石灰窒素だけの問題ではありません、硫安にいたしましても、過日の委員会で私が申し上げましたように、価格の決定について非常に不純な問題があります。百二十五万トンでできるという確實な見通しがあるにもかかわらず、わざ／＼百万吨しかできないという計算をして、分母を小さくして補給金をよけいとつたという事実があります。しかもその後において電力の事情等が好転しませんために、百三十五万トンから百四十万トンでできるというような決定的な事実があります。そうしますと、ますます硫安の会社はもうかり満ぎる、補給金はとり過ぎるということになるのであります。この事実もあわせまして、農林省は農林省の立場として、消化者、農民の立場において肥料価格を十分検討されて、次の価格改訂におきましては、この農民の意思を代表し、価格改訂に過去の問題を解決すべ

く当つていただきたい、かように思ひます。

○野原委員 私はただいまの河野委員と同様に、現在の肥料価格の問題に対しましては、農林省はもつと強硬で当つていただきたい。肥料の問題につきましては、当然農林省が一元的にこれをおるべきことが妥当だと思いますが、通産省の方面でこれを担当しておる関係上、どうもメーカーの保護ばかりやつておるようわれ／＼ば受取つております。またこの春肥に対しましては、配給の辞退が続出するであろうことは、もうわれ／＼の常識として、農村の方たちは、とうてい今後の肥料はこの半分もとれないであろうということまで言つておるのであります。東北農村等では、こう高い肥料では買えないということです、肥料の自給自足をはかる以外にないということで、堆肥の製造その他によつて金肥を使わない農業政策以外には農村は生きる道はないということになつておりますし、盛んに肥料の自給自足、堆肥の増殖をしなければならぬというような、まことに悲壯な状態にまでかわつて参つております。こういう現象を私ども見るにつけても、何とかして肥料問題に関しましては、農村の実情、農民の気持になつて強力にやつていただきたい。ところが農政当局の肥料問題に関する態度を見ておりますと、どうもほんとうの農民の味方であり、農村のためを考えてやらなければならぬはずであるにもかかわらず、メーカーであるいはまた通産当局なんかの方面に、非常に遠慮

をしておられるのじやなしがと考へておる。今まですべてこういう面で、当

のことつぶしてしまっても、一向さしきれないと私ども考えておるのであります。農村といたしましては、これ以上高くなつてはかなわぬということが眞実の声であります。この七月ごろになつてから、また七割上るといふことには、もうふうにしないと、補給金の削減後においては、メーカーは立つて行けないといふようなことのために、七割も上ると言つておるのであります。今日においてさえもとうてい引合はない肥料を、七割も上げられて貰えるものでないことは当然なのであります。従つてこれはむしろ一切上げない、上げてもらつては困るという農民の声を、そのまま農林省當局は強く通産省と交渉して、物価庁等でも、これは一切上げない、上げないでやつて行けるだけの交渉はどんくつて行く。それでもしつぶれる工場はつぶすというくらいいな、強力な農民本位の肥料対策を立て行くべきじやないかと思います。が、一休農政局長はそれに対してもうどういう御見解を持つておられるか、一言お伺いいたします。

ると生産が非常に減るというようなことを理由として、やめると物価圧

等とペーパー・プランで価格を上げたり、下げたりする、まあ下げたことはありませんが、不當に上げるというふうな傾向がある。また非常にそれをおそれるわけであります。従つて私どもは、これ以上絶対上げてもらつては困るという農民の現実の悲痛な声を基準として、上げないでひとつ今後の肥料の問題を解決してもらいたい。そしてどうしてもつぶれるところはつぶしてもかまわぬというくらいの態度で行くならば、メーカーも今後は從来の態度を反省して、思い切つて生産のために懸命の努力を拂つて行くであらうと私は思うのであります。おそらく価格を上げなくとも、今日の電力、石炭等の事情から考えると、私は生産がそつ急激には減少しない、おそらく現在の価格であつても十分引き合つてやつて行くのじやないかと考えております。メーカーのこの価格を形成するいろいろな資料等を基準にすると、どうしても上げなければならぬという数字が出るかもしませんが、そういつた数字にはいろいろなトリックがありますから、そういうトリックを私どもは一切考えないことにいたしまして、今日の肥料の値段が、すでに農民にとつては非常に過重な負担であつて、これ以上とても上げてもらつたのでは農業生産はやつて行けないというところに基準をおいて、そしてメーカーの一大奮起を促して生産の増強をやつてもらうといふ態度で、農林省はこの際強力に押さえていただきたい。それを一言苦言を呈するというわけやありませんが、

13



この資金問題に行き惱んで、まったく末端の農家には、その必要な時期に肥料が全然配給にならぬというような問題がある。二三に付して

題が起きたのであります。これに文して、その資金の問題を、当局はいかにお考えになつておるか、この点を承り

○藤田政府委員　公國の切りかえの時期において、一番考慮を要するものは金融の問題である。これは私ども全然同感であります。従つてそういう点についても十分の用意をもつて進みたのであります。農家に対する賃金の問題等につきましては、われわれとしましては預金部資金、これを擴張することによって行く。またそのほかの一般的な配給機関等につきましては、われわれとしましては預金部資金、これを擴張すること、あるいは日銀の最終割引といふような制度等によつて、肥料手形を始めたりするような問題で、資金確保に備えたいということで、私どもいたしましては、現在金融の問題については、関係者を集めまして、具体策を研究いたしております。早急にこれを解決したいと思ひます。

○小平(忠)委員　あと一点です。資金の問題については、ひとつどうう速急に具体策を立てられて、さらにその内容をすみやかに明らかにして、公團廃止という方向に進む場合に、いかなる情勢の変化がありまして、に対する事前の対策を十分とつていただきたいと思うわけであります。

最後に一点お伺いしたい点は、公團廃止後における配給機構の問題であります。配給機構なりあるいは肥料を今国会に提出すべく、開議の決定経て目下関係当局と折衝中であると

うことを承つておるわけであります。農民以外にだけ使うものであります。農民が使うものではない。他の一般国民大衆が必要とするものならば、結局いかなる機構を自由にやらしてもよろしいのでしようが、肥料のごとくまつたく皆が必要とするものについては、終戦農民だけが使うものについては、終戦後特に總司令部の指令によりまして、民主的な農業協同組合が町村段階から県段階、全國段階にまで系統的に組織が確立されているこの農協の組織を通じて一元的に配給すれば、これが最も妥当である。中間の搾取をなくし、最も低廉なよき肥料を、系統的に最も敏速に適期に配給されると、私は確信しているのです。しかしながら、これもやはり独裁法の趣旨なり、あるいはいろいろ客観的な情勢なり、四面の情勢から見て、そらは参らぬということとも考へておるのであります。しかし考え方などはあくまでもその線でなければならぬと私は確信しておるのであります。ただいま申し上げましたような事情から、そう一元的というわけには参らぬと思ひますが、その場合に、かつてこの肥料の取扱いについては、戦前に産業組合あるいは肥料商といったような本の形、結局自由な形で取扱いをしきました。が、政府は公團廃止後、そういうふうなかつての戦前ににおけるような給機構の体制をとられる方針か、それともあるいはそうではなく、制限をつけるところの配給機構の改正方針か、その点をお伺いしたいのであります。

くられました協同組合が、最も積極的に活躍をされるということを、私どもとしては期待をいたしております。しかし制度として、お話をのようにこれを一元的に協同組合だけにやらせる、あるいはまた特定のものだけにやらせる、こういうふうなことは、制度としてはとり得ないことであろうと思つております。われくは制度としては自由であります。一定條件を備えるものはすべてこの配給に参加し得る、こういうことになると思います。これは各種の施策を講ずることによつてはんと、うに農家の欲するところによつて、おのずから配給機構の制度範囲がきまるだらうと思ひます。やはり農家の希望によつてこれは決定されるべきことが、当然だと思ひます。そういうふうな結果として、協同組合が農家の支持を得て、肥料について十分大きな積極的な役割を果すというふうな方向に、私どもとしては持つて行きたいと考えております。

午後三時三十五分開講

○小林(連)委員 本委員会にただいま上程になつております食糧管理法の一部を改正する法律案並びに油糧配給の團法の一部を改正する法律案の両提案につきまして、政府に対しして修正を求めるの動議を提出いたしたいと思ひます。最初にその修正意見を申し上げたいと思ひます。

まず食糧管理法の一部を改正する法律案に対する修正意見を申し上げます。

食糧管理法の一部を改正する法律  
案の一部を次のように修正する。  
第三條の二第一項の改正規定中  
「予算ノ範囲内ニ於テ」を「主要食糧  
ノ需給事情ヲ參酌シテ」に、同條第  
三項の改正規定中「前條第二項ノ規  
定ニ依ル米麦等ノ政府ノ買入ノ價格  
及需給事情ヲ參酌シテ」を「前條第

二項ノ規定ニ依ル米麦等ノ政府ノ買入価格ヲ基準トシテ」に改める。  
第十六條第一項の改正規定及び附則第一項但書を削る。  
次に油糧配給公團法の一部を改正する法律案に対する修正意見。  
油糧配給公團法の一部を改正する法律案の全部を次のよう修正する。  
(油糧配給公團法の改正)  
第一條 油糧配給公團法(昭和二十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。  
(農林次官官名の改正)  
第十四條第二項中「農林次官」を「農林事務次官」に改める。  
第三十一條第一項中「昭和二十六年五月四月一日」を「昭和二十六年四月一日」に改める。  
(食料品配給公團法の改正)  
第二條 食料品配給公團法(昭和二十二年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。  
第十四條第二項中「農林次官」を「農林事務次官」に改める。  
第三十一條第一項中「昭和二十五年四月一日」を「昭和三十六年四月一日」に改める。  
附 則  
この法律は、公布の日から施行する。  
ただいま申し上げました通りでございますが、すでに本委員会におきまして、この法案に対しましては、同僚各議員より修正意見の開陳があつたのであります。それを要約いたしましたものが、ただいま申し上げた修正の意見になるのでございまして、特に私が

この際申し上げたいのは、食糧管理法の一部を改正する法律案におきまして、今回もの統制を解除して、政府は四億万貫のいも類を買い上げる。その際に政府の御都合によつて、予算の範囲内だけこれを買い上げるという点が、特に私は指摘したいのであります。すでに各委員からも、この件については嚴重に政府にその覺悟のあるところを聞いたのであります。政府は言を左右にして、われの要求を入れていません。予算の範囲内で、どうにかしたいも類でも、自分のかつての値段で買い上げてしまうということになります。しかもこの数量においても、すでに府県の知事からは、もつと買い上げてもらいたい、という要求がある。こういうようなことも、ただ政府が食糧の需給状況を考えないで、予算の範囲内、たつたこれだけで片づけてしまう。この精神がいかぬ。これはどこまでも食糧の需給状況を根本として買い上げなければならぬ。特にこの価格においては米麦の値段を根本にして決定しなければならぬということは、各委員とも強い要求があつた。これに対する政府の考え方は、どこまでも自分の御都合主義だ、こういうことが過去において政府の食糧政策その他につきましてやつて来た間違いの根本をなし、われ／＼国会の意見を尊重しないといふ結論になるのであります。

ん。以上申し上げまして、すみやかに政府は以上のような修正をいたしまして、本委員会に再びわれ／＼の意思を体したこの改正法律案を出されんことを特に希望いたしまして、動議を提出する次第であります。

○小笠原委員長　ただいまの動議について討論の通告があります。これを許します。小平君。

○小平(忠)委員　私はただいま提出されたした食糧管理法の一部を改正する法律案に対する修正並びに油糧配給公團法の一部を改正する法律案に対する修正意見、この両動議に対しまして賛成の意見を申し述べるのであります。

と申しますのは、終戦後の食糧といふものは、昨年までは政府当局の説明によりますと、まことに悲觀すべき状況であり、また供出の一方向的な強化をしいるといったような政策をとつて参つたのであります。御承知のように、昨年末においては超過供出に対しましても、これを法制化して強権供用の対象にしようといふような、極端な施策をとつて参つたのであります。かかるに今回出されたこの食糧管理法の一部を改正する法律案の内容を見ますると、まつたく今までの政策と一変した、現実を無視したかのごとき内容である。こういうふうに考えるわけであります。と申しますのは、ただいま動議提出内の説明の中にもありましたように、これは簡単な問題じやないと思ひます。戦時中、戦後を通じまして、いわゆる萬貫の買い上げをするという表現は、重要な主食として取扱つて來ました。これを一举にまつたく撤廃をして、さらにそれについて一応政府は四億万貫の買い上げをするといふ表現は、使つておりますが、これの決定におい

では、かんじよもばれいしよも、されも以内の買い上げをすると言つておられます。さらに今面のこの法律の改正を見ますと、予算の範囲でというようなはやけた表現をしておる。これはまったくどうでもなる、逃げ口は幾らでもつくつてある。そういうことはたして日本の食糧事情が、円満に解決されるであろうかということに、私は懸念を持つものであります。さらに問題は価格の面であります。特に米価は各々がすでに御承知のように、昨年來全國の農民の感上の意思としては、生産を償う米価でなければならぬわけで、あくまでも他の物価と均衡のとれる価格でなければならぬ。特に政府においては米価審議会をつくつて、多くの学識経験者を参加させてきめた結論をたび／＼下まわるような価格をつけている。それに対しまして、さらについのいも類の価格については、私はあくまでも物価政策の見地から、その極端な一方的な措置はとらないにいたしました。それでも、やはりいもにいたしましても、対米価を基準としてすみやかに決定することが、今年度のいも類の増産なり、またどうしても絶対量の不足な主食の問題解決の大きなポイントであると考えるのであります。これを單にこの改正案によります食糧の需給事情とく私は話を聞いております。すなわち優良種子をまずつくつて、そうして植物防疫法の提案をすでに閣議の決定を見て、日下関係当局と折衝中かのごとく私は話を聞いております。すなわち優良種子をまずつくつて、そうして完全なる病虫害の防除に資するといふわけである。一方においてそういう方針でおりながら、従来の種ばれいしよ

策をとつて、はたして今日絶対量において主食の不足せる食糧問題が解決するかどうか、さらにこの種ばれい費の価格についても、あるいは取扱い費についても、政府は何らの具体的な施策を持つてないということに陥ります。まさにこの本法の改正によりますと、結果的にこの本法を、さらに一箇年延長する。そうして統制も一箇年は延長するのであります。今年の八月、九月には、この配給方式を民間に逐次委譲して行給公団を、さらに一箇年延長する。こうしての自由配給方式に持つて行く。公団は廃止をすると言つておりますが、さらにはその基本金を九千万円増額して備品の購入に充てるというがごときは、まったく了解に苦しむものであります。かかる見地から見ますと、現段階において從来の食糧管理法は、内外食糧事情の変更によつて一部の改正を必要とするのであります。これは現実農民の食糧増産の見地において、十分これが食糧増産を期得るというような改正であるならば納得し得るのであります。これを見ますと、まとまつたく農民の現状を十分に察知してない。すなわち今後こういうような方式をとるならば、やはり依然として農家は圧迫をされ、何を目標に食糧増産にはげんだらしいかわからないような内容であると私は思うのであります。

案によりますと、食料品配給公団は今までのところ、水と油と一緒にするといふことを廢止する。そしてその後油と砂糖と一緒にするのであります。世の中のたとえに、水と油と一緒にするといふことがあります。政府は油と砂糖と一緒にするという。そして今年の秋を一緒にするという。そこで今年の秋には、この油糧公団も逐次廃止をするという。油においてもすでに魚油と米ぬか油は四月から廃止するという筆法をとつておる段階において、何のためにこういうものを一緒にくつづけて、複雑な機構をつくつて、その間二箇月、三箇月のむだな期間をおおくかといふことについて、私は了解に苦しむのであります。少くとも現在砂糖については、その大半を輸入に仰がなければならぬという現状においては、砂糖の統制をすることは当然だと思います。その場合に、従来の食料品配給公団の中についた砂糖局の二百八十名の公団職員を油糧公団に持つて行くことによつて、さらにその職員が百二十名増員されまして四百名の職員を要するということとは、これはいたずらに公団職員を増加して、その中間経費、中間マージンを増大せしめるものであります。すなわち、さらに国民の消費負担を拡大せしめるという結果になるのであります。この点におきましては、やはり食料品配給公団の廃止はわれくが従来とも主張して来たところでありますし、自由党におきましてもこれは貫した主張であります。これを廢止するのは弊成であります。油と砂糖と一緒ににくつづけて、そこにおだな工作をする必要は断じてないということから、砂糖局だけを存続せしめて、その

他は廢止、清算の手続に入るという方がいいのではないか。かかる観点におきまして、ただいま小林委員から提出されたこの動議は、すみやかに政府においてこの修正案を了とせられ、ただちに本案の修正をなされまして、この委員会に付託するよう私は要求するものであります。以上をもちまして、この動議に対する賛成討論いたしました。

○小笠原委員長 薬師神岩太郎君。

○薬師神委員 私は提案になつておりまする食糧管理法の一部改正並びに油糧公団の一部改正の原案に賛成するものであります。

○小笠原委員長 薬師神岩太郎君。

○薬師神委員 私は提案になつておりまする食糧管理法の一部改正並びに油糧公団の一部改正の原案に賛成するものであります。

○小笠原委員長 起立少數。よつてこの動議は否決せられました。

○河野謙三君 起立少數。よつてこの動議は否決せられました。

行います。

河野謙三君。

○河野謙三君 食糧管理法の一部を改正する法律案及び油糧管理法の一部を改正する法律案を一括議題とし、討論を行います。討論は通告順によつてこれ

を許します。

河野謙三君。

○河野謙三君 食糧管理法の一部を改正する法律案並びに油糧配給公團の一部を改正する法律案の政府原案に賛成するものであります。

河野謙三君。

行います。

河野謙三君。

るにかかわらず、しかもそれを無利息の当座預金にしておいて、一方においだ借金をして多額の利息を拂つておる。かような運営はあるものではないのであります。かようなことが、しばしば新聞に報道されますように、公団の浮貸し事件になり、刑事問題になつておるのであります。この事実は、その後政府において厳重なる監督をされておるようでありますけれども、まだ根本的には改革されていない。私はかように思いますので、この機会に十分政府は、公團の監督を一層厳にされんことを希望するものであります。

しましても、すべてのものが、政府が廢止すると声をかけたときは、物が余つております。従いまして、この統制機関の廢止にあたりまして、必ず判で押したように公團は赤字であります。この赤字を一般会計に振りかえて、国民全部の負担に転嫁しておるわけであります。かようなことは今後断じて譲返してはならないのであります。よくい品目の廢止にあたりましては、よく需給の関係を考え、将来の供給の見込みを立て、需要の見込みを立て、少くとも従来のように公團廢止また統制機関廢止にあたりまして、赤字を出して国民の負担をいたずらにふやすといふようなことのないよう、特に強く要望するものであります。

第三には、食糧公團の役職員は關係企業の株式取得を禁止されておりますが、今後同公團の改組に伴いまして、新たに販賣業の株式取得の禁止が加えられます。また小売商人であつて、今回の公團の末端より大配給に切りかえ、さらに純然たる民間機構に切りかえて行くようになつておりますので、その準備のために賣買業の株式を持ち得るよう、特に政府はこの際深い御配慮を煩わしたいということをお願いいたしまして、私は以上政府提案の両案に賛成の意見を申し述べた次第であります。

○小笠原委員長 足鹿君。

○足鹿委員 ただいま上程されておりまする食糧管理法の一部を改正する法律案ほか案件につきまして、日本社会党を代表して反対の意見を開陳いたしたいと存じます。

先刻来いろ／＼御論議がかわされておりまするが、まず根本問題として食糧法について意見を述べたいと思うのであります。すなわち現在の食糧政策は、これを概観してみまするのにほどんどその法律制定の基本が戰時立法的性格を多分に持つておるのでありますて、その意味において、いろいろな強制規定等があり、かつ政令あるいは命令等に委任する事項を多分に持つておりまして、ここにいろいろ供出問題をめぐつて、農村との間におもしろからざる事故が発生して来ておつたことは明瞭でありまして、何人もこれを否定することはできません。これらの実事一点から考えてみましても、問題はただ単に食糧管理法の一部を改正するこ

先日来神奈川県の湯河原温泉において、政府と與党が連絡会をお開きになりました。いろいろこの問題について御審議になつておる事実は、これを離弁に立証しておるのである。こういう事態を私ども考えてみますと、問題はかかる部分的な改変ではなくして、基本方針を樹立し、その線に沿うておのずから根本的な食糧政策が、しかも長期需給を見込んだ食糧政策が樹立されなければならぬと存するのであります。かかる観点から、この食糧管理法の一部改正法律案は、政府の基本方針の欠如することを如實に暴露しておるといつても過言ではないのであります。この点私どもは根本的に本法案に賛意を表すことができない点であります。

第二点は、昨年の十一月の末ごろごたる非難の的になりました食糧保臨時措置法が、国会でいろいろ論議をされまして、その後これが審議未了となつて流産をせんといたしまするや、政府はこれをボ勅によつて発布をしましたこの食糧法を活用して、この食管法の一部改正の趣旨を食糧法によつておなりになることが、法律そのものの運

月の二十九日付にて、この適用を誤つておられはしないか。私どもはこの点をまず第二点として指摘いたしたいのであります。ほんとうに食確法が本筋によつて行わなければならぬほど緊急に必要があつたならば、なぜこのたびの食管法の一部改正をこれによつておやりにならなかつたのであります。ほんとうにここに政府みずからが大きな矛盾を犯しておられることがお気づきにならぬはずはないと思ふ。こうう観点から、この食管法の一部改正法律案は妥当を欠いておる、かよう考えざるを得ないのであります。具体的に事実を指摘いたしますならば、ただいま河野委員や他の委員からも、いろいろな希望條項によつて御指摘になりました。いもの買上げ数量に対するところの農民の不安、買入れ價格に対するところの農民の不安、これらとのものに対しまして、この改正法律案は具体的に、明確にその不安を解消いたしておりません。あるいは命令により、あるいは予算の範囲内によりといふようにいたしまして、きわめて焦点がぼけてしまふのであります。ここに必要以上に農民がいろいろな不安を抱き、自己の農業經營に対するところの異常なる危惧を抱かざるを得ないのであります。無用の心配を農民に與え、そして食糧行政のスムーズな進行を妨げる結果に陥ることは明らかであります。かかる意味からいしまして、もしおやりにならぬ價格に対しましては、もしおやりにならぬ

るならば、的確に、農民をして安心せしめるよう、表現をすることが、当然なされなければならぬ。かかる意味において、先刻野党の人たちによつて出されました修正案は妥当であるにもかかわらず、これが否決されました。この点におきましても、私は具体的な欠陥をこの改正法律案自体が持つておるということを指摘いたしたいのであります。

第三点といたしましては、戦争中、戦後において、日本の食糧不安に非常な貢献をしたこのいも類が、時節病などはいいながら、これをやつかい視するような傾向が生じ、そしてここに一方的に政府が必要とするだけを買上げて行く、しかも何ら民間にこれを相談することもなく、一方的に価格をきめ、買上げ数量をきめるがごとき立法は、過去における、ごく最近までのいも作の転換にあたりまして、本年度の政府予算を見ましても、私どもはまさに最も軽々に取扱い過ぎておると、ことに遺憾の意を表せざるを得ないの点であります。しかもこの大きな点であります。すなわち戦争中において茶烟を起し、あるいは桑の木を切り、果樹園を堀り起して、いも畑に転換いたしまして今日に至つては、かかる農政的施策がきわめて微々たるものであり、元作への復帰に対しましていかなる措置が講じてあるでしょうか。本年度の予算案を見ましても、かかる農政的施政法の一部改正法律案をお出しになることならば、これと唇齒輔車の関係において少くとも戦争中、戦後において果

たこのいもの功績と申しますか、それらのものをここに償つて行く措置が講ぜられなければならぬ。予算的措置によつて裏づけられてこそ、農民を納得せしめ得ると私は思うのであります。かような点もなくして、ただ單に農民の犠牲において、いもの今後の転作もやらなければならぬ。かようなことでははたして農民の立場はどこにあるでしようか。かような意味から申しますても、この食糧管理法の一部改正法律案の農政的裏づけが、農業經營を現実に解決して行き、今後の苦難な農業經營をいろいろな点でカバーして行く遺憾と思うのであります。第四点の反対理由といたしたいと思います。

感に存ずるのであります。  
以上の大体六つの一般的、具体的  
に、また法文そのものの欠陥の上から  
考えてみまして、私どもは本法案に遺  
憾ながら賛意を表することはできませ  
ん。以上をおちまして、反対の理由と  
いたします。  
○山村委員長代理 坂口君。  
○坂口委員 私は民主党を代表しまし  
て、ただいま上程せられております食  
糧管理法の一部を改正する法律案外一  
件に反対いたすものであります。  
本件につきましては、先般米十分質  
疑等もいたしているのであります。  
問題の論点はことごとくわかつている  
のであります。また特にその結論とい  
たしまして、私ども修正意見を先ほど  
提出いたしましたから、あらためてこ  
とに詳しく申し上げる必要はないと思  
います。  
要するに、この法案自体といたしま  
しては、われ／＼がここに修正に出し  
ましたように、この予算の範囲内にお  
いてというような字句をもつて、この  
いもを買い上げるというようなこの態  
度でありますて、先ほど賛成の意見を  
述べられました河野委員は、これは要  
するに価格保持の政策であるといふよ  
うなお話でございますが、またそのほ  
か述べられました希望條件の中にも、  
価格についてなお疑義がありますため  
に、はつきりと念を押して強く希望さ  
れた。そういう点から考えてみまして  
も、私は価格保持の政策と考える、そ  
ういう意味が、あるということは、私  
どもは考えることができない。こうい  
う不安があるから、私どもはこういう  
修正の意見を持つてゐるわけであります  
す。要するに食糧政策が、この食糧法

の一部改正という、表面は小さいようないくつかの案件を端緒といたしまして、今後広く大きく日本全体の問題となり、日本の農政の上に大きくおおいかぶさつて来る、非常な憂雲にとざされていふと、いうこの際にあたりましては、事はきわめて簡単な法律でござりますけれども、この考案の基調をなすところの予算の範囲内というようなことで、政府が一方的にこういうものをきめて行く、先ほど足鹿委員も指摘されましたように、戦時立法のにおいが非常に多い。戦時立法であろうがなかろうが、私はこの立法の根本の考え方。思想といふものは、私がこの前も食管法の論議の際に申し上げましたように、結局政府もまた国民も、同等の立場で権利と義務というものをはつきりして規定していく、そして政府任せといふ考え方のものとしますところの立法ということを、今後排撃して行かなければならぬ、これがほんとうの民主主義の法律であり、また特に農村関係におきましては、価格保障というようなことをこの前の論議の際も強く申し上げましたのは、決して農民だけ、国民だけの片務的なものであつてはならない、この根本の考え方からして、私どもはそういうことに賛成するわけに行かぬのであります。またいもとの植段にしまして、も、対米債という關係はもちろん大事でござりますけれども、需給事情を参考して、そのときに動かし得るといふようなことは、非常に不安である。こととができない。そういうような法律で一方的なものでどうでも動かし得る場合の農民に対する政策その他から考えてみましても、私どもは信用することができない。そういうような法律

ものでは、私ども信用するわけに行かない。そこに私どもがこれに反対する理由があるのであります。そういう意味におきまして、おそらく興党の諸君といふえども私どもと同様に非常に心配をして強い希望条件をつけられているから、私どもはそれでなお信用ができるないから、こういう修正の意見を持つておきます。こういう意味で、修正意見は御賛成を得なかつたのでござりますけれども、なお依然としてこういう意見を持つてゐる立場から反対をいたす次第でございます。以上をもつて反対理由をいたします。

のいもの問題が、当然麥類穀類の問題と繋ぎます。さらにこれは米の問題にも笑き進みますし、現在政府と自由党におきまして、審議中であるといますところの、食糧管理制度の根本的な転換に連なつてゐる問題であらうと考えるわけであります。と申しますのは、現在の法律これ自体に問題がある。これ 자체は、もちろんわれくは全面的に反対である。ところがそれにもかかわらず、今度の改正によりまして、より一層の困難が農民を見舞つてくる。農村がよりひどい第之をしいられるというような状況に立至るだらう。なぜならば、政府におきましては、今後農村の收奪という問題につきまして、これまでよりも新しい方式ではありますが、よりひどい苛烈な方式をとつて来るだらう。その現われが今回の改正案となつて來たものであらう、かように考えておられるわけであります。統制の解除という問題は、本来ならば農民が賛成するべきであるにもかかわらず、なぜそれに賛成しないような事態が起つてゐるかということが、基本的な問題になつて來ると私は思う。それは私が申し上げるまでもなく、政府においてもすでに御承知のはずである。なぜかならば、これは日本の現在の農業經營といふもの、農業の後進性といふもの、これでは自由の市場に叩き込まれたんではなくて、かつて連合軍自身も農業をもつと前進させろ、發展させろ、そういうことを、われくが言ったんだなくせ、かつて連合軍自身も言つたから。これが世界の建設にもな

つていたらう。ところが、これに対して何もやつてないではないのか。それからさらに現在の社会を見れば明瞭のように、大衆の購買力というものが、吉田内閣の政策によりましてきわめて削減され、すでに大衆の購買力の減退から、相対的な過剰生産という面が見られて来て、おかしな形で日本の農業恐慌といふものが進行しつつある。こういうときに、このよだな統制の解除といふものの果す役割はどういうものであろう。これは農村の収奪をよりはげしくするという以外に何が出来るであろう。さらに問題がある。政府が一方的に数量も価格もきめる。ところが、その背後にわれ／＼が考えなくてはならないことは、輸入食糧の問題がある。政府は自分で輸入食糧をきめるなどと言つてゐるが、實際はわれ／＼に納得できないような形においてのみ輸入食糧がなされている。政府の説明を聞いても、われ／＼は一向輸入食糧の問題につきまして納得できない。こういう関係におかれるならば、今後輸入食糧がより増大して、そのためには日本の農業が破壊され、荒廃して行く日本の農業が圧迫されるという問題を考えて來ると、統制解除において起されて來るものは、輸入食糧の圧迫から日本の農業が破壊され、荒廃して行くというようになつて來るだろ。そういうような日本の農業というものを外國の農業に従属させ、外國の食糧に依存させる、そういう一環として政府が行われる以上、日本の農業は植民地的に行われるのである。その重大な第一歩としてこの法律の改正が行われてい

る。もちろん公團におきましても、このような役割を果す上に、そのような観点からこの公團もつくられるというようになります場合、われくは絶対にこの法律には全面的な反対の意図を表明せざるを得ないわけあります。

○山村委員長代理 吉川君。  
○吉川委員 私はただいま議題になつております二案につきまして反対の意見を述べたいと思います。

食糧管理法の一部を改正する法律案につきましては、その特に前段において、いも類の供出割当の問題であります。食確法の改正を伴わなければ意味をなさないのであります。食確法における農業生産の計画の中にもうたわなければならない。並つて食確法の改正が伴わなければならないのに、それをさておいて、ここに食管法の一部改正をするということは妥当でないと思うのが、私の反対の理由の第一点であります。

それから輿党的な代表者は、四億貫の政府買入れは、価格維持の適宜の措置であるというようなお言葉がございましたけれども、十数億のいもの生産数量のうち、その何分の一といふかわんで少量に對して、政府が買上げ保障をとることで、しかも戦時調査を通じまして日本食糧に対し、非常に貢献をして参りましたところのこのいもの問題が、かくのごとき措置を受けるといふことは、ほなほだ遺憾にたえないの

あります。しかも本年度より来年度へ  
録越されると予定されておりますこと  
の食糧の数量は、約二千万石と言わざ  
れであります。それらの食糧の大部  
分が、海外からの輸入に仰いで  
いるということを考えますときに、私  
どもは国内の自給度を確立して行かな  
ければならない。森農林大臣は、口を  
開けば、自給度を高めて農業恐慌に対  
処するのだということを、私どもはこ  
の委員会においてたび々聞かされて  
参つたのであります。その自給度を高  
めるためにも、私は十数億のいわ類に  
対して、全部とは申しませんまでも、  
少くとも半分や三分の二の買上げをす  
るということが、私は価格維持の適宜  
の措置といわなければならぬと思ふ  
のであります。あまりに少量であるこ  
という意味において、どうしても贅  
することはできないのであります。  
それから同僚議員がすでに述べら  
ましたから、私はくどくは申しませ  
けれども、この政府の買入れ価格に  
きましては、米麦等の買入れ価格や、  
いも類の需給事情を參照して、適切に  
きめることでござりますけれども、  
も、米価を基準にして決定するとい  
ような、先ほど小林委員からの修正  
要請するところの動議にありました  
あの精神が盛られていないといふこ  
は、われ／＼のどうしても賛意を表  
ことのできない一点でございます。  
「山村委員長代理退席、委員長

たしてはいるということは、常識で考えてもまことに、これらは公團の使用いたしましたのは、昭和二十三年二月であります。それからわずかの年月の間に、これらの計器等が、もはや使用に耐えられないということは、どうしても考えられないであります。それを今九千万円からの厖大な金をもつて、その什器等の設備をされるということも、われわれ国民のどうしても了承することのできない点であります。

次に油糧配給公團法の一部を改正する法律案につきましては、同僚議員の小平委員から申されました通り、政府は油糧・砂糖配給公團の存續を一応一年延長することとしたのであります。が、政府としましては、砂糖及び油糧の輸入量の増大によりまして、その需給の均衡が得られず、兩公團をも廃止する予定であります。これは今後の輸入その他需給事情によりますけれども、昭和二十五年度中にはおそらく実現し得られるものと期待している次第でありますと、はつきり申されている通り、ごく短期間に廃止が予定されているのです。こういうようなことがはつきりしているのにもかかわらず、食料品配給公團を廃止いたしまして、そしてその一部分の仕事を油糧配給公團へつづけて、そこで相当数の増員をして、聞くところによりますと、副總裁等のいすも設けてやるというところでござりますが、かくのごとき处置によりまして、非常な混亂を切来することが予見できるのであります。



他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案を議題といたします。  
この際質疑及び討論の通告がありま  
せんから、これを省略して、ただちに  
本案について採決をいたします。本案  
の原案に賛成の諸君の起立を願いま  
す。

〔賛成者起立〕

○小笠原委員長 起立多数。よつて本  
案は原案通り全会一致をもつて可決い  
たしました。

なおこの際委員会報告書の件につい  
てお詰りいたします。これは先例によ  
りまして委員長に御二任願いたいと思  
いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めま  
す。それではさよう決します。

本日はこの程度にとどめまして、次  
会は明二十八日午前十時より開会する  
こととし、本日はこれにて散会いたし  
ます。

午後四時四十六分散会

〔参考〕

油糧配給公團法の一部を改正する法  
律案（内閣提出）に関する報告書  
食糧管理法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書  
松くい虫等その他の森林病害虫の駆  
除予防に関する法律案(内閣提出)に  
関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年四月二十一日印刷

昭和二十五年四月二十二日發行